

事 務 連 絡
平成 3 1 年 3 月 6 日

入札参加の皆様へ

赤 磐 市

「平成 3 1 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価及び設計業務委託等技術者単価」の運用に係る特例措置について

赤磐市では、平成 3 0 年度公共工事設計労務単価及び平成 3 0 年度設計業務委託等技術者単価（以下「旧労務単価」という。）の改定に伴い、下記のとおり特例措置を講じることとしたので、お知らせします。

なお、当該特例措置により請負代金額等を変更した場合は、元請企業と下請企業の間で既に締結している請負契約の金額の見直しや、技能労働者への賃金水準の引き上げ等について適切に対応するようお願いいたします。

記

1 特例措置の内容

平成 3 1 年 3 月 1 日以降に契約を行う工事等のうち、旧労務単価を適用しているものについて、受注者からの協議請求により、新労務単価及び当初契約時点の物価により積算された工事価格等に基づく請負代金額等に変更する。

2 対象工事等

平成 3 1 年 3 月 1 日以降に契約を行った工事請負契約、委託契約等のうち、旧労務単価を適用して工事等の価格を積算しているもの。

ただし、変更協議書の提出前に工事等の完成の届出がなされた場合及び、工事価格等の積算において、労務単価が明示されていない場合は対象外とする。

3 契約変更の請求

受注者は、工事請負契約書にあっては第 5 5 条、その他の契約にあっては、「契約に定めのない事項についての協議」に基づき協議を行う。

4 請負代金額等の変更

変更後の請負代金額等については、次の方法により算出する。

$$\text{変更請負代金額等} = \text{変更工事価格等} \times \frac{\text{当初請負代金額等}}{\text{当初工事価格等}} \times (1 + \text{消費税等の率})$$

5 協議請求の期限

今回の特例措置に係る請負代金額等の変更協議開始期限は、契約締結後2ヶ月若しくは完成の届出がなされるまでのいずれか早い時期とする。

なお、特例措置の趣旨を踏まえ、早急な協議をお願いします。

協議様式1-2 (第〇〇条関係)

年 月 日

赤 磐 市 長 殿

受注者 住所又は所在地
商号又は名称
代表者氏名

印

新労務単価の運用に係る特例措置 による協議について

平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで委託契約を締結した、委託業務実施中の〇〇〇〇について、「平成31年3月から適用する公共工事設計労務単価及び設計業務委託等技術者単価」の運用に係る特例措置を下記のとおりとしたいのでお願いします。

記

1. 契約書第〇〇条による協議の可否 協議必要 ・ 協議不要
2. 委託業務の名称
3. 履 行 期 間
4. 現 委 託 金 額 金〇,〇〇〇,〇〇〇円